

## 令和5年度 恵庭市特別職報酬等審議会会議議事録

- 1 日時 令和5年10月25日(水) 15時30分～16時
- 2 場所 恵庭市役所 3階 第1委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委員 土谷秀樹会長、神田美佐子副会長  
姉崎敏一委員、北林優委員、大嶋昭子委員
  - (2) 事務局 市長、総務部長、総務部次長、職員課長、職員課主査
- 4 傍聴者 伊藤凱氏
- 5 審議項目
  - ・ 恵庭市議会議員の期末手当の額並びに市長、副市長、教育長の期末手当の額について
- 6 議事の経過
  - (1) 開会
  - (2) 委嘱状交付
  - (3) 市長挨拶
  - (4) 会長選出・挨拶
  - (5) 副会長指名・挨拶
  - (6) 諮問書提出
  - (7) 事務局より資料説明
  - (8) 審議
  - (9) 閉会
- 7 市長挨拶

委員の皆様には、お忙しい中、快く委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本委員会は市議会議員及び特別職の報酬等につきまして、妥当かどうかといったところをご審議頂く会となっております。現在の社会・経済情勢等をみますと、賃金を上げる企業が増えている一方で物価の上昇が給料に追い付いていない状況等もあります。そうした中、民間の賃金の動向を見ながら国の方で人事院勧告が出まして、期末手当の額について勧告が出されたという状況となっております。市民目線、それから業界等の状況を見ながら、皆様から貴重なご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 8 会長選出

大嶋委員より土谷委員を推薦する発言あり。

他委員より異議なしの発言があり土谷委員が会長に選出される。

## 9 土谷会長挨拶

ただいま、ご推薦を頂き、会長に就任いたしました恵庭市商工会議所会頭の土谷でございます。本審議会は市長や副市長など特別職の報酬に加えて市議会議員についても審議する機関であります。

審議にあたり近隣市町村の動向や人事院勧告など国の改定状況など、様々な条件を考慮し、さらには、市民の皆様にご理解いただける内容となるように審議しなければならない重要な役割を担っています。委員の皆様方には、貴重なご意見を頂き、ご協力を得ながら審議会を運営していきたいと考えています。簡単ですがご挨拶並びにご協力をお願いとさせていただきます。

## 10 副会長の指名・挨拶

### 【土谷会長】

それでは、条例で規定されておりますことから、副会長を指名させていただきます。神田委員によりしくお願いしたいと考えますが如何でしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【会長】

ありがとうございます。神田委員一言ご挨拶をお願いします。

### 【神田副会長】

恵庭市地域女性連絡会の神田と申します。僭越ではございますが、ご指名ですので引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 【会長】

ありがとうございました。それでは諮問に入ります。事務局よろしくをお願いします。

## 11 諮問書提出

## 12 審議開始

### 【事務局】

それでは、審議会の資料につきまして私からご説明させていただきます。

表紙を開いて頂いて1ページですが、特別職と市議会議員の報酬月額（いわゆる月々の給料）です。ここでは、恵庭市のほか石狩管内市である、江別市、千歳市、北広島市、石狩市の報酬月額を載せています。

まず、表ですが、参考として各市の人口を載せ、左から、市長、副市長、教育長の特別職と議長、副議長、議員の市議会議員の給料額を整理しています。

下には、特別職と市議会議員に分けて表の内容をグラフ化しています。まず、特別職のグラフを見て

ください。市長の給料月額には僅差ではありますが管内5市では一番低い給料額となっています。副市長と教育長は下から2番目であり、管内5市の中では給料額が低い市に分類されます。また、議員の報酬月額では、議長、副議長、議員については管内で比較すると下から2番目に位置しています。

続きまして、2ページ目は期末手当の支給月数等の比較です。期末手当の支給割合ですが、江別、千歳の2市が支給月数が4.40月、役職加算を15%に規定しており、北広島市と石狩市の2市が支給月数3.30月、役職加算を45%に規定しています。恵庭市は、支給月数が4.40月、役職加算を20%と規定しています。恵庭を含め支給月数を4.40月に規定している3市は国家公務員に準拠し、3.30月に規定している2市は国の特別職、いわゆる内閣総理大臣や国務大臣の支給月数に準拠しています。なお、6月と12月の支給額を特別職及び市議会議員についてグラフ化しています。恵庭市は市長は管内で上から2番目、副市長、教育長については1番目。議長、副議長、議員については3番目となっています。

次の3ページは、1ページの特別職と市議会議員の報酬月額と2ページの期末手当を合計した年間の総支給額を比較したものになります。恵庭市は市長、教育長、については管内で4番目、副市長については管内で3番目。議長、副議長、議員については4番目となっています。給与月額や期末手当等に違いがありますが、総支給額については結果として大きく差が無いことが分かります。

次の4ページは、今年の8月に人事院から出された勧告の概要です。月例給及び期末手当、民間企業でいうところのボーナス以外の部分も一部ございますが、簡単にご説明させていただきます。人事院勧告ですが、労働基本権制約の代償措置として国家公務員の給与水準と民間企業の給与水準の均衡させることを基本に行うものです。今回の人事院勧告のポイントですが、月例給、ボーナスとも、民間給与と比較し、それぞれ上げと勧告されております。月例給については、公務と民間の4月分の給与の実地調査を行った結果、民間給与との月例給の格差は、3,869円 0.96%となっており、ボーナスについては、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較する調査が行われ、その結果、民間が4.49月支給、公務の支給月数は4.40月であり、民間のほうが0.09月高い結果となりました。

これらの結果から「給与改定の内容と考え方」になりますが、俸給表の引き上げを行うと共に、ボーナスについても、民間の支給割合に見合うように0.10月引き上げ、4.50月分と勧告されました。

続きまして5ページは、人事院勧告どおり改定した場合の増額による影響額です。左側の「現行①」の列が現在の給料額、月数及び役職加算で算出した期末手当の年額です。例えば、現行の年額では市長で446万1600円、議長で227万0400円と算出されます。今回の人事院勧告を反映したものが矢印の先、勧告後②の列です。月数を0.10月引き上げているため期末手当の年額が増えています。なお、月数以外の基本給及び役職加算に変更はありません。影響額ですが、市長が年10万1400円となり、他の特別職については表のとおりとなりました。なお、増減率は2.27%です。市議会議員については月数を今年度の0.10月分と昨年度の人事院勧告分0.10月分を合計した0.20月引き上げており、影響額は表のとおりとなりました。増減率は4.65%です。

最後になりますが、6 ページは各市の財政状況を簡単にまとめた表です。なお、元となっているデータは令和3年度決算をベースにしたもので、各市が一定のルールに基づき算出した値を総務省で取りまとめています。その資料から本審議会に合致すると思われる数値をまとめました。

まず、人口ですが、最初のページで石狩管内5市の人口を掲載していましたが、令和3年決算ベースで用いている人口は令和4年1月1日であるため、その時点の人口を載せています。

まず、各市全体の歳入及び歳出ですが、概ね人口に比例しています。

地方税についても概ね人口に比例していますが、千歳市が多くなっています。これは千歳市より人口が多い江別市と比較すると、法人市民税と固定資産税がかなり多くなっています。おそらく企業立地数に関する部分で差が出ていると考えられます。

単純な歳入や歳出については人口や市のインフラなどに左右され、単純に比較できないため、総務省で比較できる指数等を公表しています。それが表の真ん中より右に位置している数値です。

「財政力指数」から順にご説明申し上げます。財政力指数は大きいほど税収が多く財源に余裕があるといえます。なお、各数値の横に付されている丸数字は順位を示しています。財政力指数について恵庭市は「0.60」であり、5市中3番目となっています。地方税が多かった千歳市は「0.75」とかなり高くなっています。

余談ですが財政力指数は1.0を超えることはほとんどなく、札幌市も「0.72」で1.0を下回っています。財政力指数が道内で唯一1.0を超え、全国でも5本の指に入る財政力指数を算出しているのは泊村で、指数は「1.53」でした。泊村は、原子力発電所関係で発生する固定資産税や法人市民税などが町の規模に対して大きいため1.0を超えており、全国でも第4位にはなっています。

続きまして、経常収支比率、別名「弾性力」と呼ばれていて、自由に使える収入のなかで、人件費や扶助費（福祉などの社会保障に係る費用）などが占める割合であり、比率が低いほど自由度が高く、逆に比率が高いと硬直化していると言えます。全道平均は88.4%となっており、恵庭市は少し上回っております。

次に「実質公債費比率」ですが、これは借入金の返済額の割合であり、割合が大きいほど全体に占める返済額が多いこととなります。恵庭市は1番目に返済割合が少なく、必要以上に借入を行わない、または返せる借り入れは繰上償還するなどして財政の健全化に努めています。

最後になりますが「将来負担比率」ですが、将来負担が必要となる費用の割合であり、率が高いと将来的に財政を圧迫する可能性があります。なお、北広島市は平成29年度建設した新庁舎の設備負担により82.4%と高い比率になっています。恵庭市は全道平均と比べて低い比率となっています。

このことから、恵庭市の財政状況ですが、比較的良好な財政状況であると言えます。

以上で簡単ですが、資料の説明を終わります。

## 【事務局】

資料5ページの議員の期末手当の月数について補足説明させていただきます。

特別職、市議会議員の期末手当の月数に関しましては、人事院勧告の期末勤勉手当の月数を基準月数として本審議会にて審議いただいているところであります。

昨年度につきましては、人事院勧告にてボーナスの支給月数が4.3月から4.4月に0.1月増加したことから、特別職（市長・副市長・教育長）の支給月数についてご審議いただき4.4月と答申をいただいたところであります。

一方、市議会議員につきましては、特別職が4.4月となっているところ、4.3月と据え置きになっております。その理由といたしましては、報道等でご存じかと思いますが、去年はこの時期、市職員に対する議員のハラスメント事案が発生しました。

議会ではハラスメントの実態を調査するため第三者委員会の設置を予定しており、その第三者委員会を設置するために必要な経費（委員報酬等）に充当する目的で、12月に支給する議員の期末手当を5万円減額しております。

市議会では、①ハラスメントが発生して問題解明が出来ていないこと、②期末手当の減額を検討しながら一方で月数の増額を行うことは矛盾していると考え、期末手当の月数増加については市議会として審査会に審議依頼しなかったものと予想されます。

今般、四月に統一地方選挙があり、選挙を経て新たな議員構成となったことから、議会としては人事院勧告や特別職に準拠すべく、昨年度と今年度の増加月数である0.2月分を審議対象として、本審査会に審議依頼があったものであります。以上です。

## 【会長】

只今、事務局から諸資料の説明を受けましたので、これに関して皆様からご意見を頂きたいと思えます。なにか意見等ございますか。

## 【姉崎委員】

世の中の景気から考えてもこの数字でいかないといけないのではないかと思います。

## 【神田副会長】

私もこれは致し方ないかなと思います。管内を比べても高いわけではない。

## 【会長】

基準が人事院の勧告がありますので、恵庭市が単独で決めているわけではないというのがまず一つと、議員の報酬に関しては、昨年の方があっての今年ですので、どのように考えるか、それぞれ考

えがあるのではないかとと思いますがどうでしょうか。

**【姉崎委員】**

ハラスメントに関しては、もう選挙が行われて、議員が刷新されていますので、あんなことがあった以上それに関わることについては、十分に理解していると思いますので、今さら懸念する必要はないと思います。

**【会長】**

他に意見がある方いらっしゃいますでしょうか。なければ、ご意見は以上ということで、期末手当については、今年度引き上げの勧告となっております。近年においても人事院勧告の内容と同等に改定してきた経緯もありますので、勧告どおりの内容で答申を行うことでいかがでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの声)

**【会長】**

それでは改めて、期末手当につきましては、この度の人事院勧告のとおり引き上げることとして答申を行うこととします。これより正式な答申書を作成したいと思います。

答申する内容を事務局に説明して、答申(案)を作成させますので、5分程度休憩を取ります。少しお待ちください。

**【会長】**

審議を再開します。事務局から作成した答申案を一読していただきます。

**【事務局】**

答申書案。特別職等の期末手当の額について(答申)

令和5年10月25日に本審議会に対し諮問のありました「議会議員及び市長、副市長、教育長の期末手当の額」について慎重に審議した結果、別紙のとおり意見をまとめましたので答申いたします。

市議会議員及び市長、副市長、教育長の期末手当の額について、人事院勧告の内容やこれまでの改定状況、並びに近隣市の期末手当の額について総合的に勘案し審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので答申いたします。令和5年の人事院勧告に準じた内容で期末手当の改定を行うこと。各職における詳細については表のとおりとする。表の内容については、省略させていただきます。

**【会長】**

この内容でよろしいでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの声)

**【会長】**

ありがとうございます。それでは本審議会終了後に私と副会長で市長に答申を渡すこととします。

**【事務局】**

本日諮問させていただいた内容の審議が終了しましたので、条例第3条第1項の規定により委員の皆様は本日をもって退任となります。

ご多忙の中ご審議いただきありがとうございました。

**【会長】**

それでは、審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以 上